

令和 8 年度税制改正の概要

令和 7 年 12 月 こども家庭庁

令和8年度税制改正事項

➤ 小規模保育事業に係る制度改正に伴う税制上の所要の措置〔不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税〕

児童福祉法の改正後的小規模保育事業について、現行制度と同様に、社会福祉法人等が当該事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税等を非課税とする措置を講ずる。

➤ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け等に係る非課税措置の延長等

〔所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定〕

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け及び児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による金銭の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、引き続き所得税等を非課税とする措置を講ずる。

自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金について、制度拡充後も引き続き、非課税措置及び差押禁止の措置を講ずる。

➤ 介護保険制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置 ※厚生労働省と共同要望

〔所得税、消費税、印紙税、国税徴収法、個人住民税、地方消費税、徴収規定〕

介護保険法等の改正を前提に、介護保険法の介護給付等について、非課税措置等を講ずる。

➤ 既存住宅のリフォームに係る特例措置の延長〔所得税〕 ※国土交通省と共同要望

三世代同居、子育て対応改修工事等が行われた住宅について、所得税を軽減する特例措置の適用期限の延長（3年間）を行う。

➤ NISA対象商品の拡充を含む制度の充実〔所得税、個人住民税〕 ※金融庁と共同要望

子ども支援の一環としての、つみたて投資枠における対象年齢等の見直しを行う等、あらゆる世代が自身のライフプランに沿った形で資産形成を行えるよう、NISAの一層の充実のための措置を講ずる。

※「ベビーシッター等の利用に要する費用に係る税制上の措置」について、「『強い経済』を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）等を踏まえ、ベビーシッターの質の向上・人材育成・利用拡大に向けた税制措置を含む支援策について引き続き検討していく。

※この他、「第1次国土強靭化実施中期計画等を踏まえた財源確保方策の検討の開始」について、「第1次国土強靭化実施中期計画」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」を踏まえ、国土強靭化施策の財源確保方策について引き続き検討していく。（内閣官房、内閣府、警察庁、子ども家庭庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）

小規模保育事業に係る制度改正に伴う税制上の所要の措置

(不動産取得税、固定資産税、事業所税、都市計画税)

1 大綱の概要

児童福祉法の改正後的小規模保育事業について、現行制度と同様に、社会福祉法人等が当該事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税等を非課税とする措置を講ずる。

2 制度の内容

- 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）において、全国において、3～5歳のこどものみを対象とする小規模保育事業の実施を可能とする改正を行った。
(※) 「小規模保育事業」とは、19人以下の利用定員で、原則0～2歳のこどもを対象に保育を行う事業。
(※) 平成29年からは、国家戦略特別区域法に基づく特例措置として、国家戦略特区の事業実施区域（成田市、堺市、西宮市）においては、事業者の判断により小規模保育事業の対象年齢を0～5歳の間で柔軟に定めることが可能となされているところ、規制改革実行計画（令和5年6月16日閣議決定）において、3～5歳のこどものみを対象とする小規模保育事業を創設することについて、次の法改正のタイミングであり方を検討することとされている。
- 小規模保育事業については、従前より事業の用に供する施設について、各種の非課税措置が講じられているため、3～5歳のこどものみを対象とする小規模保育事業についても、現行制度と同様に、**不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税の非課税措置を講ずる。**
(※) 国税（所得税、相続税、登録免許税等）と一部の地方税（個人住民税、法人住民税等）については、令和7年度税制改正において非課税措置を講じた。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け等に係る 非課税措置の延長等

(所得税、国税徴収法、個人住民税、徴収規定)

1 大綱の概要

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け及び児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による金銭の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、引き続き所得税等を非課税とする。

自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金について、制度拡充後も引き続き、非課税措置及び差押禁止の措置を講ずる。

2 制度の内容

【ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の住宅支援資金貸付け】

- 母子・父子自立支援プログラム（※）の策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者等に対して、住居費貸付を行っており、1年間の就業継続で返済免除となるが、返済免除額（債務免除益）に所得税等が課せられる場合、自立の妨げになるという課題がある。
- そのため、令和8年度予算を財源とする貸付を行った場合の返済免除額（債務免除益）について、引き続き非課税措置を講ずる。（※）本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせて策定する自立支援のためのプログラム。

【児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による金銭の貸付け】

- 児童養護施設等を退所し、就職・進学する者等に対して家賃支援費、生活支援費、資格取得支援費の貸付を行っており、家賃支援費、生活支援費については5年間の就業継続、資格取得支援費については2年間の就業継続で返済免除となるところ、返済免除額（債務免除益）に所得税等が課せられる場合、自立の妨げになるという課題がある。
- そのため、令和7年度補正予算を財源とする貸付を行った場合の返済免除額（債務免除益）について、引き続き非課税措置を講ずる。

【その他】

- 自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金について、制度拡充後も引き続き、非課税措置及び差押禁止の措置を講ずる。

介護保険制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置

(所得税、消費税、印紙税、国税徴収法、個人住民税、地方消費税、徴収規定) (厚生労働省と共同要望)

1 大綱の概要

- 介護保険法の介護給付等について、介護保険法等の改正を前提に、引き続き非課税措置等を講ずる。
- 介護保険法等の改正を前提に、国民健康保険団体連合会が都道府県から委託を受けて行う補助金の交付に関する事務に係る業務に関する文書で同連合会が作成するものについては、印紙税を課さないこととする。

2 制度の内容

- 2040年に向けて、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者等の増加や、生産年齢人口の減少が見込まれる。こうした状況に対応するため、令和9年度から始まる次期（第10期）介護保険事業計画期間に向けて、地域のサービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築や、地域包括ケアシステムの深化、介護人材の確保・職場環境改善、介護サービス等の基盤整備を図るとともに、制度の持続可能性の確保を図る必要がある。
- そのため、社会保障審議会介護保険部会において、介護保険制度の見直しについて検討を行ったところであり（※）、その検討結果を踏まえて、税制上の所要の措置を講ずる。
(※) 2040年に向けて人口構造が変化する中、サービス提供体制の確保や人材の確保は障害福祉分野においても共通した課題であり、障害福祉分野の制度の見直しについても、社会保障審議会障害者部会等において検討を行い、その検討結果を踏まえて、税制上の所要の措置を講ずる。

既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・三世代同居・長期優良住宅化・ 子育て対応リフォームに係る特例措置の延長

(所得税)

(国土交通省と共同要望)

既存住宅の性能向上リフォームの促進により、次世代に資産として承継できるような良質な住宅ストック形成、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化を図る。

施策の背景

- 我が国の住宅ストックは戸数的には充足。既存住宅活用型市場への転換が重要
- 耐震性を満たさない住宅や、省エネ性能・バリアフリー性能が不十分な住宅が多数存在
- リフォームにより住宅ストックの性能を高めるとともに、リフォーム市場を活性化することが必要
【住生活基本計画(令和3年3月19日閣議決定)における目標】
令和12年までに既存住宅流通及びリフォームの市場規模を14兆円に拡大

耐震リフォーム(イメージ)



共同住宅
(外付けフレーム補強)



戸建住宅
(筋交いの設置等)

省エネリフォーム(イメージ)



高断熱窓に取替え

要望の結果

現行の特例措置

○一定の性能向上工事を実施した場合について、標準的な工事費用相当額をもとに算出された額の10%等を所得税額から控除。

| 対象工事 | 対象工事限度額 | 最大控除額(対象工事) |
|---------|-----------------------------|-------------|
| 耐震 | 250万円 | 25万円 |
| バリアフリー | 200万円 | 20万円 |
| 省エネ | 250万円(350万円) | 25万円(35万円) |
| 三世代同居 | 250万円 | 25万円 |
| 長期優良住宅化 | 耐震+省エネ+耐久性 500万円(600万円) | 50万円(60万円) |
| | 耐震or省エネ+耐久性 250万円(350万円) | 25万円(35万円) |
| 子育て | 250万円 | 25万円 |

※ カッコ内の金額は、太陽光発電設備を設置する場合

※ 対象工事の限度額超過分及びその他増改築等工事についても一定の範囲まで5%の税額控除

結果

現行の措置を3年間(令和8年1月1日～令和10年12月31日)延長する。

※特例の対象となる住宅の床面積要件の下限について、40m²(現行50m²)に緩和

NISA対象商品の拡充を含む制度の充実

(所得税、個人住民税)
(金融庁と共同要望)

- 次世代の資産形成を促進し、長期・安定的な投資を通じて、大学進学等、成人後のライフイベントに伴う必要資金を備えられるよう、つみたて投資枠の対象年齢を拡充し、年間投資枠及び非課税保有限度額を設定する。
- 12歳以降において、子の同意を得た場合にのみ、親権者等による払出しを可能とする。

(令和9年~)

| | つみたて投資枠 | 成長投資枠 | |
|---------------|--|---|---------------------------|
| 対象年齢 | 0~17歳 | 18歳以上 | |
| 年間投資枠 | 60 万円 | 120 万円 | 240 万円 |
| 非課税保有限度額 | 600 万円 | 自動的に 移行 | 1,800 万円 1,200 万円 (内数) |
| 投資対象商品 | 積立・分散投資に適した 一定の公募等株式投資信託 ※つみたて投資枠と同一 | 積立・分散投資に適した 一定の公募等株式投資信託 〔商品性について内閣総理大臣が告示で 定める要件を満たしたものに限る〕 | 上場株式・ 公募等株式投資信託等 |
| 投資方法・ 運用管理 | ・契約に基づき、定期かつ継続的な 方法で投資。 ・一定の要件※の下、12歳以降は 払出しが可。 | ・契約に基づき、定期かつ継続的な 方法で投資 | ・制限なし |

※資金の使途が子のためのものであり、子が払出しに同意したことを示す書面とともに、親権者等（口座管理者）が申出書を金融機関に提出する。

第一 令和8年度税制改正の基本的考え方

3. 地方の伸びしろの活用・暮らしの安定

(2) 子育て環境の整備・暮らしの安定

③ ひとり親控除の拡充

ひとり親控除について、ひとり親の子育てにかかる負担の状況を踏まえ、ひとり親控除の所得税の控除額について、現行の35万円を38万円に引き上げる。あわせて、個人住民税の控除額について、現行の30万円を33万円に引き上げる。

本拡充は、令和9年分の所得税及び令和10年度分の個人住民税から適用する。

④ 高校生年代の扶養控除等の見直し

個人所得課税においては、わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、引き続き、格差の是正及び所得再分配機能の適切な発揮、働き方に対する中立性の確保、子育て世帯の負担への配慮といった観点から、児童手当制度や高校無償化、奨学金制度等の歳出面を含めた政策全体での対応も勘案しつつ、人的控除をはじめとする各種控除のあり方について検討を行う。

その際、令和6年度税制改正以降、検討課題となっている高校生年代の扶養控除の令和9年分の所得税及び令和10年度分の個人住民税における取扱いについては現行制度を維持する。その上で、児童手当の支給対象の高校生年代までの拡充や高校無償化の所得制限の撤廃等の歳出面での対応や、本扶養控除の見直しの方向性を踏まえた住宅ローン控除や生命保険料控除の先行的な拡充も念頭に、引き続き検討を進め、結論を得る。

⑤ ベビーシッター等の利用に要する費用に係る税制上の措置

人口減少に伴う人手不足が指摘される中、育児・子供の不登校等を理由とした離職の防止が課題となっている。こうした課題への対応として、ベビーシッター等の利用促進に取り組むことが考えられる。

まずは、政府において、関係省庁が一体となって、事業者・団体との連携の下、これらのサービスの普及広報や実態・ニーズの調査を行うとともに、来年夏を目途として、サービスの品質・信頼性の向上や人材の育成・確保に向けたリ・スキリング、利用拡大に向けた税制措置を含む支援策等について、総合的に検討を行い、必要な場合には、適用対象の範囲等に係る要件を適切に設定した上で税制上の措置を講ずることとする。個人所得課税については、わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、引き続き、格差の是正及び所得再分配機能の適切な発揮、働き方に対する中立性の確保、子育て世帯の負担への配慮といった観点から、歳出面を含めた政策全体での対応も踏まえつつ、人的控除をはじめとする各種控除のあり方について検討を行う。